

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 26 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380784

研究課題名(和文) 犯罪者・触法者の地域社会への再統合支援における課題と地域福祉との連繋に関する研究

研究課題名(英文) Study on Necessary Social Support for Reintegration of Ex-Offenders into Society and Partnership with Community Welfare Organizations

研究代表者

小長井 賀與 (KONAGAI, Kayo)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：50440194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：犯罪者の更生要因と社会への再統合支援方策を探るために、刑事司法から釈放後2年以上再犯ない元犯罪者100名に半構造化面接を実施した。現在も量的分析を継続しているが、「刑務所仮釈放者」と「更生緊急保護者」の二類型への質的なパイロットスタディの結果、典型的な更生過程を見出した。共通の更生要因として更生への動機付け、住居と収入の安定、関係性、社会的居場所、自尊心、堅実な生活観が見出せた。これは、欧米の再犯リスク管理とは異なる再統合モデルである。

この知見に依ると、支援者との信頼関係、就労支援、社会資源への仲介が更生を促進する。さらに、起訴猶予者では、起訴前調査に動機付け促進機能を持たせることが望まれる。

研究成果の概要(英文)：In order to search for rehabilitation factors of offenders and necessary social support for their reintegration into society, we conducted semi-structured interviews for 100 ex-offenders, who had not committed further offences for more than 2 years. Thus we gain several rehabilitation paths. They contain rehabilitation factors such as motivation of ex-offenders for rehabilitation, decent accommodation, stable income, rapport with important person they rely on, a sense of belonging in society such as having a job and steady view for their lives backed-up with a sense of self-respect. These factors are different from the Western Risk-Need-Responsibility Model. Therefore the treatment should facilitate such factors. Since for non-indictment cases, rehabilitation motivation is rather difficult to obtain, investigation at prosecution stage should have function to cultivate it. Further, for parole cases, support that incubates their capability in sociality and work ability is effective.

研究分野：刑事政策、司法福祉、犯罪社会学

キーワード：刑事司法 犯罪者 社会への再統合 仮釈放 更生緊急保護 動機付け 就労支援 信頼関係

1. 研究開始当初の背景

犯罪者の社会内処遇の世界の潮流は、再犯リスクを適正に測定してリスクレベルに応じた行動統制と介入を行って再犯を抑止し、併行して当人の福祉的なニーズに応えるというものである。これに対し、日本では処遇側に犯罪者の再犯リスクの管理・除去・軽減のための働き掛けより、福祉的な更生支援に重点が置かれている。

だが、福祉的な更生支援自体は緊急避難的なものに留まっていて、長期間の再犯抑止を可能とするような犯罪者の人間的な発達と社会参入を促進する実効性のあるものとは言い難い状況にある。

本来望まれるのは、再犯リスク管理と福祉的な更生支援が調和した犯罪者処遇であり、これは刑事政策・社会政策・地域福祉の適切な連結と連繋によって実現される。ただし、具体的にいかなる再統合モデルが日本で有効で、実現可能なのかについて、エビデンスに基づいて詳細に論じられた研究は未だない。

2. 研究の目的

本研究は、犯罪者の地域社会への再統合の有効なモデルを具体的に探ることを目的とする。

犯罪者と言われる人々は長年をかけて犯罪傾向を形成し、欲求を充足する手段として犯罪を行ってきた。犯罪者は各々一定の「犯罪性」を固着させていると言える。そこで、犯罪者処遇においては再犯リスク管理が不可欠であり、国による行動統制と当人の更生努力が必要となる。

同時に、大半の犯罪者は社会経済的に不遇な中で生活し福祉的なニーズをもつので、国や地域は彼らの福利を実現し社会復帰の基盤を整えなければならない。そのために刑事政策と社会政策が連動して地域福祉に繋がり、システムとして彼らの再統合を地域で支援する必要がある。

このような観点から、本研究では日本における再統合支援の現状と課題を実証研究によって検証し、国際比較研究を交えつつ、日本に相応しい再統合モデルを提案することを目指した。

3. 研究の方法

本研究は、量的・質的調査研究、再犯リスク管理と更生支援の仕組みに関する実態調査、文献等研究の三要素で構成した。詳細は下記のとおりである。

(1) 量的・質的調査研究

刑事司法手続又は刑の執行のための身柄拘束を解かれ社会に復帰後2年以上再犯のない者約100名に対し、平均1時間半の半構造化面

接を実施し、その結果を量的及び質的に分析する。

(2) 再犯リスク管理と更生支援の仕組みに関する実態調査

犯罪者の地域への再統合支援の関連機関・団体を視察し、その組織体制、業務の現状、成果と課題について調査した。

国内では地域生活定着支援センター(埼玉、鳥取)、更生保護施設(東京、神奈川、山梨、愛知、滋賀、香川、鳥取、島根、長崎)と自立準備ホーム(愛知)を視察した。

一方、海外ではフランス、オランダ、フィンランド、米国の保護観察所、刑事施設、自治体、元犯罪者の社会復帰支援のNGO組織などを視察した。

(3) 文献等研究

文献研究や学会参加を通じて、犯罪・触法者の再犯の機序、再犯リスク管理、犯罪者の福祉的なニーズ、再統合支援に関する国内外の最新の情報や知見を入手した。

4. 研究成果

(1) 更生した元犯罪者に対する半構造化面接調査の成果

被調査者約100名のほとんどは、身柄釈放後更生保護施設に帰住した者であり、釈放時に家族との関係性や住居がなかった。犯罪白書によると、2015年の刑務所出所者の半数近くは家族・親族の元に帰住しているため、被調査者は生活基盤において特に恵まれない層の犯罪者といえる。これは既に更生して一般人となっている者への接触が困難なことに起因する偏りであるが、犯罪者が必要とする福祉的なニーズを凝縮してもっているとも見なすことができ、犯罪者の有効な再統合モデルを探るといって本研究の目的にとって大きな妨げとならないと考えた。

調査では、彼らの語りから、生育歴、犯罪の要因、現在の生活実態、他者との関係性、規範意識、更生要因などを質的に分析し、さらに、得られた情報を量的に解析している。その成果は、2017年9月に開催される「第3回世界保護観察会議」において英語で報告する。パイロットスタディでは、更生について、欧米の再犯リスク管理・再犯防止計画モデルとは異なる次のモデルを見出した。

更生保護施設に帰住した「刑務所仮釈放者」10名の語りから見出した更生モデル

受刑中に、1) 犯罪を重ねることの結末と自分の将来について底つき体験をし、2) 自分の犯罪行為の要因に対する洞察を深め、3) 就労による生活再建への動機付けを高めていた。資質的には、4) 集団生活への適応力があり、5) 過去の一時期に一応の堅実な

就労体験があり、6)自己の能力や生活状況への妥当な現実認識ができ、7)思考にある程度の柔軟性があった。そして、仮釈放後に更生保護施設で支援的な人間関係と就労機会を得て、生活再建の契機をつかんでいる。さらに、更生保護施設退会後は仕事中心の自律的な生活に満足し、平凡だが安定した生活の価値をよく認識していた。更生要因は適切な現実認識と受容、意識と生活の純化、関係性にある。

「更生緊急保護」により更生保護施設に帰住した7名の語りから見出した更生モデル

1)犯行時又は逮捕後に更生意欲が生じ、そこに適時の適切な支援の手が加わり、2)自らも支援を求め、3)支援者との間に信頼・指導関係が構築され、4)徐々に堅実な生活習慣が身に付き、身の丈に合った日々の生活に満足を見出すという生活観の変化が生じていく、5)それとともに失っていた自尊心や向社会的な生活意欲を回復するという更生経過を見出した。

「女性」更生保護施設に帰住した9名の語りから見出した更生モデル

女性犯罪者の場合、健全で十分な対象関係を経験していない場合が多く、基本的信頼感が乏しく、それに伴い、他者と社会的関係や信頼関係を構築・維持することができにくいという問題があることに特徴がある。こうした特徴を背景に、1)逮捕勾留中又は受刑中に問題意識や更生意欲が生じるが、自力更生の構えは必ずしも強く形成されず、若干他力本願的な部分や失敗予言的部分を持ちながら更生保護施設の指導下に入る、2)そこで、関係者から多少の失敗やわがままがあっても自己存在そのものは「受容」され、「見捨てられない」という経験をする、3)被受容感・被信頼感の充足の後に、指導者及び指導内容への信頼と依存が生じ、4)自立と依存を行きつ戻りつしながら徐々に自立傾向を強めていく、5)その中で職場や地域社会に居場所と社会的人間関係を得る、6)そこでの自律的・自立的な生活に生きがいや価値を見出すという生活観の変化が生じていくという更生経過を見出した。

二つの更生モデルに基づく政策提言

「刑務所仮釈放者」モデルにあつては、既に本人が体得している社会性や就労能力を発現・発展させるようなインキュベーター的な支援が有効であり、当人との関係性、就労支援、地域の社会資源への仲介が社会への再統合を促進する。女性にあつては、具体的支援を実施する前段階での、指導者との信頼関係・指導関係の構築に時間と労力をかけられる体制作りをする。

一方、「更生緊急保護者」モデルにあつて

は、起訴前調査が調整・調査に止まらず、当人の更生の契機となるような機能を持つべきである。

(2) 再犯リスク管理と更生支援の仕組みに関する実態調査の成果

国内外の機関・団体を視察したことにより、制度の国際比較ができた。日本と比較し、欧州の再統合支援の仕組みの特徴として、1)刑の個別化が日本よりも進んでいるが、その前提として、判決前調査や関係機関内での情報の共有があること、2)就労支援の対象を元犯罪者に限定せず、一般の生活困窮者への支援と同じ枠組みで行なっていること、3)支援主体に公的機関だけでなくNGOや一般住民が多く参加していること、4)再統合支援がコミュニティ形成と連動していることを把握できた。

また、厳罰化や再犯リスク管理への傾向が強いと言われている米国(ロサンゼルス)の犯罪者処遇も、「実証研究の成果に基づいたソーシャルワーク」への指向性を強めており、刑事政策と社会政策・地域福祉との連携が進んでいることが確認できた。

欧米の制度や実践と比べ、日本の犯罪者処遇ではまず処遇者・支援者との関係性を基盤に置き、その上で、支援者が十分とは言えない地域の社会資源をうまく繋いで当人の生活の安定を計るような支援を行っていた。

そこでは、欧米流の再犯リスク管理は行われず、当人の生活を安定させたい、あるいは釈放後に築いた社会関係を大切にしたいという動機付けを有効に活用しているように思えた。ただし、公的住居の手当てや収入の不安定な者に対する生活保障等自治体による支援制度はより充実させることが望まれる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

小長井賀與、オランダの社会内処遇、更生保護、査読有、第67巻10号、2016、56-59

小長井賀與、イギリスの少年司法における社会内処遇、更生保護学研究、査読無、第8巻、2016、79-82

小長井賀與、非行少年の立ち直りと成長・発達、全少協少年研究所叢書、査読無、第27巻、2015、12-40

川邊讓、矯正教育のプロセスに内在するもの、日本矯正教育学会50周年記念誌、査読無、50周年記念誌、2015、37-42

川邊讓、犯罪・非行臨床におけるアセスメントの基礎と課題、臨床心理学、査読無、第15巻4号、2015、484-488

小長井賀與、イギリスの保護観察と犯罪

者の社会的包摂、更生保護学研究、査読無、第7巻、2015、91-98

小長井賀與、日本の更生保護の特徴と今後の方向性、青少年問題、査読無、第61巻、2014、18-25

〔学会発表〕(計15件)

小長井賀與、川邊讓、A Study on Reintegration Support for Japanese Offenders and Community Partnership, The 3rd World Congress on probation, 2017年9月13日、品川プリンスホテル(東京都・品川区)

川邊讓、社会的問題の解決を目指す心理臨床、日本心理臨床学会第35回、2016年9月4日、パシフィコ横浜(神奈川県・横浜市)

川邊讓、小長井賀與、犯罪者・触法者の地域社会への再統合支援における課題と地域福祉との連携に関する研究(1) - 更生緊急保護により更生保護施設に入所した更生事例の分析、日本司法福祉学会第17回大会、2016年8月28日、甲南大学(兵庫県・神戸市)

小長井賀與、川邊讓、犯罪者・触法者の地域社会への再統合支援における課題と地域福祉との連携に関する研究(2) - 仮釈放により更生保護施設に入所した更生事例の分析、日本司法福祉学会第17回大会、2016年8月28日、甲南大学(兵庫県・神戸市)

小長井賀與、Multi-agency Collaboration in Community-based Treatment of Offenders in France, The 162th International Senior Seminar of the United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, 2016年1月25日、国連アジア極東犯罪防止研修所(東京都・府中市)

小長井賀與、イギリスにおける少年司法制度、日本更生保護学会第4回大会、2015年12月6日、慶應大学(神奈川県・横浜市)

川邊讓、いじめ場面における援助行動に関する研究、日本犯罪心理学会第53回大会、2015年9月26日、東北大学(宮城県・仙台市)

川邊讓、思春期の少年たちへの対応、内閣府平成27年度子供・若者育成支援、関東甲信越ブロック研修会、2015年9月4日、川崎市教育文化会館(神奈川県・川崎市)

小長井賀與、Desistance Needs of Young Offenders in Japan and its Countermeasure, The 2nd World Congress on Community Corrections, 2015年7月15日、Los Angeles (US)

小長井賀與、イギリスの保護観察と犯罪者の社会への包摂、日本更生保護学会第

3回大会、2014年12月6日、龍谷大学(京都府・京都市)

川邊讓、日本における神経発達症群の非行、韓国少年政策学会兼少年非行防止政策韓日学術大会、2014年10月24日、水原市(大韓民国)

川邊讓、少年犯罪に対する認知の背景、犯罪社会学会第41回大会、2014年10月19日、京都産業大学(京都府・京都市)

川邊讓、七澤桃子、日常的被害場面における許しと精神的健康性との関連について、犯罪心理学会第52回大会、2014年9月6日、早稲田大学(東京都・新宿区)

川邊讓、山川日呂美、大須賀千吉、発達障害者による犯罪・触法行為の外形的特徴について - 新聞データベースの分析、犯罪心理学会第52回大会、2014年9月6日、早稲田大学(東京都・新宿区)

小長井賀與、Offender's Desistance Needs and the Support System; A Japanese Perspective and Task Encouraging Their Reintegration into Community, The 6th Annual Conference of the Asian Criminological Society, 2014年6月27日、大阪商業大学(大阪府・東大阪市)

〔図書〕(計9件)

生島浩、水藤昌彦、小長井賀與、他、金剛出版、触法障害者の地域生活支援 その実践と課題、2017、239(84-97)

矢島正見、辰野文理、小長井賀與、他、東京都「万引きに関する有識者研究会」、高齢者による万引きに関する報告書 - 高齢者の万引きの実態と要因を探る - 、2017、174(136-152)

朴元奎、太田達也、小長井賀與、他、法律文化社、リーディングス刑事政策、2016、388(256-268)

村松励、大淵憲一、岡本吉生、川邊讓、小長井賀與、他、丸善出版、犯罪心理学事典、2016、864(268-269, 326-327, 374-375, 524-525, 526-527)

宮本みちこ、保坂亨、川邊讓、他、内閣府、青少年育成支援読本、2016、177(73-78)

小長井賀與、今福章二、他、法律文化社、保護観察とは何か、2016、259(57-81, 254-256)

高橋則夫、西村春夫、小長井賀與、他、成文堂、修復的正義の諸相、2015、359(139-154)

松本勝、前川泰彦、小長井賀與、今福章二、他、成文堂、更生保護入門第4版、2015、276(54-65, 170-179)

岩井宜子、渡辺一弘、安部哲夫、小長井賀與、他、尚学社、性犯罪・被害 - 性

犯罪規定の見直しに向けて、2014、
341(249-267)

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1) 研究代表者

小長井 賀與 (KONAGAI, Kayo)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：50440194

(2) 研究分担者

川邊 讓 (KAWABE, Yuzuru)

駿河台大学・心理学部・教授

研究者番号：90544940

(3) 研究協力者

岡部眞貴子 (OKABE, Makiko)